

日本の公共部門の効率化について：諸研究のサーベイ

KOBAYASHI, Katsuya / 小林, 克也

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

74

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

87

(終了ページ / End Page)

112

(発行年 / Year)

2007-03-05

【研究動向】

日本の公共部門の効率化について

— 諸研究のサーベイ —

小 林 克 也

1 はじめに

日本の政府（中央政府と地方自治体）は、1990年代の度重なる景気対策の影響もあり、財政支出を拡大させてきた。その結果、国債と地方債、交付税特会借入金残高の合計は、2004年度の見込額¹⁾で675兆6681億円に達している。この他、政府が設立した公企業部門が抱える負債が加わるので、さらに大きな額となる。10年前の1994年度決算での同じ合計額が294兆4921億円であったので、約2.3倍に増加していることになる。どんなに負債の額が大きくなったとしても、公共設備が整備されて、現役世代と将来世代が享受できる便益が等しく、かつ、現行の税率を維持したまま、将来の元利償還費を賄うことができるのであるなら問題はない。なぜならば、この場合、現役世代と将来世代の間で受益と負担は同じになり、この意味で社会的に望ましいからである。しかし、もし現行税率では賄えないのなら、政府は国民への公共サービス水準をできる限り低下させることなしに、歳出を削減することが特に必要となってくる。すなわち、公共部門の効率化を一層図る必要がある。そして、このことを実際に認識し始めた中央政府は、政府部門の効率化への取り組みを始めている²⁾。

とりわけこの取り組みの中心は、中央政府と地方自治体間の望ましい役割分担は何かということである³⁾。従来、日本の財政システムは中央集権

的であったが、効率的な政府の構築のために、現在、地方分権が推し進められている⁴⁾。だが、地方自治体への権限委譲が本当に効率的な政府の構築へ繋がるのかについては、国内外の研究蓄積を参考にしながら、理論分析される必要がある。さらに、従来の財政システムがなぜ非効率的なのかについても明らかにされる必要がある。また、政府部門は中央政府と地方自治体だけではない。これらが設立した公企業が多数存在する。この公企業も含めての効率化が最終的に求められている。

そこで本稿では、従来の研究蓄積を概観（サーベイ）をしながら、公共部門の効率化の問題について考察する。政府を含めた公共部門の効率化に関する分析はたくさんの切り口がある。列挙すると

1. 外部性を有する財があるときの資源配分に関する分析
2. 政府の内外における情報の非対称性と公共契約に関する分析
3. 政府内部のガバナンスに関する分析
4. 垂直的・水平的政府間関係に関する分析
5. ソフトな予算制約の問題および権限委譲に関する分析

がある。4、5については、現在、日本で進行中の地方分権と密接な関連があり、公共部門の効率化に重大な影響をもつ要素であるので、以下、3節と4節で詳述する。このほか、1は政府の役割として伝統的に論じられてきた視点で数多く扱われている。2は公共部門でも重大な問題であるが、主に産業組織論の中で論じられている分野である。加えて3は政治機構の大きな変更を伴うため、実際に変更するには大きな政治的費用がかかり、実現性は乏しい。これらを鑑み、1から3については、本稿では考察は加

1) 地方財務協会（2004）を参照のこと。

2) 2003年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の中では、「効率的で小さな政府の実現」を目標に掲げている。

3) 2004年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の中では、「国から地方への徹底」を謳い、地方の裁量権の拡大と地方行革の推進を目標にしている。

4) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」では、「国から地方への徹底」の中で、「国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大を通じて、地方の裁量権を拡大する」としている。

えずに次節で代表的な研究の概観をすることとする。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、外部性・公共契約・政府のガバナンスの問題について主要な研究を紹介する。第3節では、日本において公共部門の効率化に重要な影響を与える政府間関係の問題を、諸研究を概観しながら考察する。第4節では、ソフトな予算制約の問題と権限委譲について考察する。

2 外部性・公共契約・ガバナンス

前節であげた1は、公共財の最適供給や外部性の内部化の分析である。公共財の最適供給については、教科書でも扱われているのでここでは扱わない⁵⁾。もう1つの外部性の内部化については、良く知られているものにピグー税がある。これは、私的限界費用と社会的限界費用の乖離を埋めるように課税することにより、社会的に最適な（パレート効率的な）供給量が実現されるというものである。この実現には、課税を実施する政府が持っている情報が完全でなければならないことは周知の通りである。だが、完全情報の下でも必ずしもパレート効率的な資源配分が実現されるとは限らない。これを明らかにしたのがRequate（1997）である。生産技術の異なる企業が、外部負性をともなう財を完全競争的に生産している場合、政府と企業、消費者が保有する情報が完全であっても、ピグー税はパレート効率性を保証するものではないことをRequateは示した。競争均衡の解は複数あり、そのいずれが実現されるか分からない一方、パレート効率的な資源配分は強い凸性の中ではひとつだからである。この結果は、環境経済の中で現実に導入が検討されている炭素課税に対する否定的な結果と解釈できる。ピグー税の課税ルールが最適課税とならない場合に関する分析としてMetcalf（2003）がある。この分析では、課税自体が汚染物質を排出す

5) 公共財の最適供給についてはMyles（1995）を参照のこと。

る市場以外の市場にも歪みを与えることから、社会的に最適な課税がピグー税を下回る場合があることが示された。これらより、ピグー税が当てはめられて効率化を図る場合には、情報の対称性の他にも制約が付くことが明らかにされて来たといえる。

2は、政府調達（procurement）に関する分析である。政府の主な役割りは、公共財の供給である。理論分析上では、多くの場合、政府が公共財を生産し、供給するのが前提である。確かに役所の窓口サービスなど、政府が直接、公共財を生産する公共サービスもある。だが、道路や港湾、公園、街灯などの公共設備の建設を考えれば、公共財は、企業へ発注され、生産される場合が多い。この場合、政府は財を企業から調達しているだけである。

そこで問題となるのが、政府と公共財の生産を請け負った企業間の情報の非対称性である。通常、政府は企業の生産技術（費用条件）の情報を持っていない。このため企業が、たとえ良い技術を持っていたとしても、この非対称性を利用して、あたかも技術が低い企業のごとく振る舞おうとするインセンティブが生じ、モラルハザードの問題が発生する。この問題に対し完備契約理論を使って、種々の状況を想定し、発注についての最適契約を分析したものに Laffont & Tirole (1993) がある。そこでは政府調達をめぐって、規制、競売、利益団体、公企業の民営化などの問題が分析されている。そこでの結果は、高い技術を持った企業には情報レントを支払い、パレート効率的な生産を引き出し、低い技術の企業にはレントは一切支払わない代わりに、効率的な生産量よりは低くなるような契約を結ぶのが政府にとっては望ましいというものである⁶⁾。

3は、立法（議会・政治家）や行政（官僚）、司法（裁判官）間のガバナ

6) だが実際には、政府と企業でいつも完備契約が結べるとは限らない。仮に結べたとしても、履行条件の解釈をめぐって紛争となり裁判になる可能性もある。つまり、細かな条件付きの契約の履行には費用がかかることがある。この場合は不完備な契約となり、これについて多くの分析が行われている。不完備契約のあらましについては、柳川（2000）を参照のこと。

ンスの問題である。一概に政府といっても、選挙で選ばれる政治家、政策立案や実行を請け負う官僚、政治家や官僚によって作られた法律や政策が違憲かどうかを判断する裁判官と、携わる職務が異なる主体によって構成されている。職務が異なれば、それぞれが持つ利害も異なり、それに基づいて互いに牽制・協力しながら実際の政府は活動している。この三者による仕組み（三権分立）が社会的に見て望ましいかどうかを分析したものに Persson, Roland & Tabellini (1997) がある。そこでは、民主主義社会において権力の分立がなぜ大切なのかを、繰り返しゲームを用いて分析している。権力の分立は互いのレント追求行動を抑制するので、権力が1人に集中する仕組みと比べ、結果として投票者にとって望ましい政策が実施されるなどの結果が得られている。

また、政府の構成員ではないが、自らの利益追求から政府に積極的に働きかける存在である業界団体などの利益団体が存在する。これらと官僚・議会との関係を分析したものとして Epstein & O'Halloran (1995) がある。ここでは、私的利得を追求したい情報優位にある官僚が政策立案をして、議会に提案する場合を考えている。議会は政策に関する情報はないものの、利益団体からのロビー活動を受け、ある程度の情報を得る。この場合、官僚が自身の私的利得のこのみ考えた政策は、ロビー活動を受けた結果、ある程度の情報を得た議会によって否決されてしまう。このため、官僚はある程度社会的に望ましい政策の提案をせざるを得なくなるという結果が得られている。

政治機構の意思決定について分析したものとして、Maskin & Tirole (2004) がある。Maskin & Tiroleでは、政府の投票者に対する説明責任 (accountability) が社会的にどの程度望ましいかを考えている。この中で、直接民主制と代表民主制、官僚による意思決定の仕組みでいずれが望ましいかについて分析している。説明責任制 (代表民主制) は、投票者の期待に沿わない政治家を排除し、政治家に投票者の利益に沿った政策を取らせてしまう点では望ましい。しかし、投票者がいつも社会的に望ましい政策

を知っているとは限らず、この場合、政治家に迎合的な政策（popular policy）を取らせるといふ欠点がある。説明責任制（代表民主制）が良くない場合は、1. 投票者の知識が乏しいとき、2. 政治家自身が情報を得る費用が高いとき、3. 選ばれた政策が社会的に望ましいかを投票者が知りにくいときとの結果が得られている。この場合は、官僚による意思決定が望ましい。たとえば技術的知識を必要とする政策の場合はこれにあたる。だが、それ以外の政策分野では代表民主制か直接民主制による意思決定が望ましいので、官僚に対する自由裁量はより制限されるべきとの考察結果が得られている。

政治機構に関するこれらの研究では、政治家、官僚、裁判官の権限は現実と照らし合わせて所与のものとして扱われている。このため、誰にどの程度の権限を与えてどのような意思決定をさせることが社会的に望ましいのかについて、踏み込んだ分析結果は出されていない。これは各主体の役割りの本質について、研究者間できちんとした合意が形成されていない中、政治家や官僚、裁判官、投票者（国民）間における情報の非対称性が複雑に入り込み、共通の理解を困難にさせているためと考えられる。今後はこれらの研究蓄積の中でこの部分での研究者間での合意が形成されることが必要であると考えられる。

3 地方自治体の効率性と住民移動

政府間関係には、中央政府と地方自治体（垂直的政府間関係）と、地方自治体間（水平的政府間関係）の2つがある。両者において、特に地方自治体に着目する場合、重要な要素として扱われてきたのが住民移動である。住民移動に関する分析は今までたくさんなされてきた。ここでは代表的な研究を踏まえ、日本の地方財政制度と現在検討されている地方分権を踏まえて考察をする。

地方財政分野において住民移動が存在する場合、社会にどのような影響

を与えるのかについての研究は次の3つに分類することができる。1つ目は、地方自治体が供給する地方公共財の資源配分に住民移動が与える影響についての分析である。2つ目は、中央政府が実施する地域間の再分配が、住民移動がある場合にどのように変わってくるのかに関する分析である。これには、住民の貧富の差をなくすための再分配政策と地方自治体の意思決定や住民移動がもたらす外部性の内部化としての再分配政策の2種類がある。本稿では、効率性が主眼なので、貧富の差をなくす所得再分配ではなく、外部性の内部化を目的とした地域間の再分配に着目する。3つ目は、住民移動があるとき、地方政府はどのように課税するのが効率的なのかを分析したものである。以下ではこの3点について、日本の財政制度をふまえて今までの研究をサーベイする。

3.1 資源配分

住民移動の与える影響を分析した古典的研究はTiebout (1956) である。これは、住民は彼らの好みにもっとも合った地域へ移住する行動（足による投票）を通じて、地方自治体同士の競争が促され、より効率的な資源配分を達成することができるという研究である。しかしながらTieboutが導出した結果は、1. 住民移動の完全性、2. 非対称情報がない、3. 地方公共財に外部性がない、4. 費用は一括税で賄われる、5. たくさんの地方自治体がある、6. 最適人口規模で地方公共財が供給される、7. 労働市場はない、8. 資本の利潤還元はない、(井堀 (1996) より) という仮定に依存している。したがって、Tieboutが想定する住民移動がもたらす効率性は、きわめて限られたものといえる。

分権化された地方自治体に住民移動を組み込んでモデル分析をした初期の研究としてBoadway & Flatters (1982) がある。当時は、まだ動学のゲーム理論が浸透していなかったため、住民が居住地を決定してから地方自治体が地方公共財を供給するという意思決定のタイミングでは、バックワ

ードインダクションで解けばよいということが地方財政の分野では浸透していなかった。たとえばBoadway & Flattersでは、地方自治体の意思決定は「近視眼的」と仮定され、人口（住民移動）を所与として当該地域に最適な地方公共財を供給するとされている。これは上記のタイミングをバックワードで解いたものと同値である。

Boadway & Flattersでの結果は、住民移動があったとしても地域間で最適な人口分布となる保証がないため、効率的な資源配分が必ずしも達成されないというものである。このため、中央政府の介入が正統化される。具体的にはある地域から財源を調達し、別の地域へ所得を再分配するという政策である。しかしながら中央政府の介入があったとしても、総人口の大きさによっては効率的な資源配分が達成されない。理由は次の通りである。ここでは、住民移動の均衡⁷⁾で安定性を定義し、それを満たすものを扱っている。安定性とは、均衡から僅かにはずれたとき、また元の均衡に戻って来るという局所的な安定性⁸⁾のことであり、一国内に2地域しかないものとする

$$\frac{dV_1(n_1)}{dn_1} - \frac{dV_2(\bar{n} - n_1)}{dn_1} < 0$$

(V_1, V_2 はそれぞれ地域1, 地域2の住民の間接効用関数, \bar{n} は総人口, n_1 は地域1の住民数)と定義される。さらにBoadway & Flattersでは、総人口が少ないと安定条件を満たさない均衡が出る傾向があり、総人口が多いと安定条件を満たす均衡が出やすいことが指摘されている。このため、もし安定性を満たす住民移動の均衡を考えた場合、総人口が少ないと、中央政府が補助金を使って地方公共財の資源配分に介入したとしても効率的な資源配分が達成されるとは限らないのである。

地方財政の包括的なサーベイの中で住民移動を考察したOates (1999),

7) すべての住民の効用が地域間で等しくなる状態と定義される。

8) 安定性の概念は、現在でもしばしば使われている。Mitsui & Sato (2001) やCaplan, Cornes & Silva (2000)などを参照のこと。古くはAtkinson & Stiglitz (1980) Ch.17-3を参照のこと。

Inman & Rubinfeld (1997) がある。Tiebout以降の研究によって「足による投票」が資源配分の効率性を達成できるのはごく限られた場合であることが明らかにされてきたが、Oatesでは、地方分権化の利点は住民移動がなくても存在すると主張している。なぜならば、地域ごとに住民の選好は異なるので、中央政府が各地域の地方公共財を集権的に一括供給するよりは、地方自治体にその供給を任せることによって地域の選好に合った供給ができるので、より効率的であるというオーツの分権化定理が成り立つからである。また、Tieboutが想定した住民移動は米国での特徴で、欧州では相対的に移動が少ない。このため、住民移動が与える地方財政への影響は限定的であり、分権化定理によって地方分権の便益が実現されるとOatesは考えている。しかしながら、住民移動が全くないということは現実ではあり得ない。その影響は計量的に計測される必要はあるが、無視できない要素と考えるのが妥当である⁹⁾。

他方、Inman & Rubinfeldでは、地方分権が効率的な資源配分を達成するとは必ずしも限らないとの主張の中で、住民移動についてふれている。純粋公共財は中央政府が供給するのは当然だが、地方自治体が供給する財やサービスにも、他地域へ外部性を及ぼすものや住民の流入によって混雑費用がかかるものがある。このような場合、Tieboutのような自由な住民移動を通じた地方自治体間の競争を考えても、資源配分の効率性は達成されない。したがって、中央政府が地方自治体に補助金を出して地方自治体間を調整するか、中央政府が直接その財を供給するかのいずれかをとらなければならないと主張している。ただし、前者の補助金については、地方自治体にモラルハザードを生むかもしれない、それを避けなければならないことにもふれている。

日本においては、1995年に地方分権推進法が施行されて地方分権推進委員会が発足し、以来、中央政府から地方自治体へ様々な権限を委譲しよう

9) たとえば日本では、東京への人口流入圧力が常に働いている。山崎 (2003) を参照のこと。

という流れが活発になっている。その1つの結果が1999年に公布された地方分権一括法である。この法律では、地域につながるの深いいくつかの事務を中央政府から都道府県や市町村への委譲し、加えて中央政府による地方自治体への関与のあり方のルール化がなされた。こうした流れは、中央政府から地方自治体へ、地方公共財の供給を中心とした資源配分の権限を委譲するものと解釈できる。だが、上記で掲げた研究から判断すると、このような分権化によって効率的な財政システムが常に達成されるとは限らない。むしろ何らかの形で中央政府による調整のメカニズムが必要との結論に至っている研究が多い。したがって、実際の地方分権の推進では何をどこまで地方自治体が担い、中央政府の介入はどうあるべきかを考えなければならない。

そこで、住民移動が存在する下で地方公共財の資源配分について、日本で現在進められている地方分権の文脈で分析した研究として赤井（2002）があげられる。赤井では公共サービスの供給を巡る中央政府と地方自治体との役割分担について、公共サービスが持つ特徴に応じて、中央政府と地方自治体が供給の役割を分担すべきとの結果を得ている。ここでいう公共サービスの特徴とは、中央政府と地方自治体間の地方公共財の生産費用に関する情報の非対称性と、地方自治体の域外へ便益が漏れ出る地方公共財の外部性である。この特徴を組み合わせると住民移動がある場合について分析した結果は次の通りである。外部性が存在する場合は、地方分権は中央集権より人口が各地域で均等化する。また、情報の非対称性のみが存在する場合は、中央集権により人口が分散化する。したがって両方の要素が混在している現実の状況は、どちらの要素が強いかで中央集権が人口分布を分散化させるか否かが決まる。ただし、ここでは地方分権化が人口分布にどのような影響を与えるかについての分析であり、住民移動が存在する下では、どちらの財政システムが望ましいかに関する分析までは及んではいない。今後、このような役割分担に関する規範分析の進展が期待される。

他方、地方分権をさらに進めるとどうなるかについて示唆を与える研究

が、Glomm & Lagunoff (1998) である。ここでは従来の研究とは視点を変えて、地方分権がもっとも進んだ財政システムとして、地方公共財供給の制度について異質な2地域を考える。一方の地域は地方公共財を自主的に住民が供給する地域(地域C)、他方は投票によって決められた税率で費用を強制徴収されて公共財を供給する地域(地域D)である。地域Dでは、投票で決定されるので中位投票者にとって最適の税率に決定される。ここでは所得格差のある n 人の住民を考える。

結果は、公共財と私的財が補完的ならば地域Cへ住民が集中する住民移動の均衡が存在するというものである。両者が代替的で過剰に裕福な住民がいない場合でも、地域Cに集中する移動均衡が存在する。ここでの住民移動の均衡は、住民がより高い効用を得られる地域へ移動した結果、他地域へ移動するインセンティブがなくなる状態を指す。また、均衡の安定性は一切考慮されていない。もう一つの結果は、内点解の均衡では所得の小さい人々は地域Cを選択し、所得の大きい人々は地域Dを選択するというものである。だが、Glomm & Lagunoffは内生的に公共財の供給ルールが決まるという前提ではないので、住民がルールを選択する段階で別の供給ルールを選好する場合については当てはまらない。

ここでいえることは、分権化が進み、地域によって地方公共財の供給ルールが異なる場合、高所得者層が集中する地域と、低所得者層が集中する地域の2層化が進む可能性があるということである。ただし、その社会的な善し悪しはここでは判断できない。しかしながら、もしこのような2層化が、社会的に望ましくないと判断される(あるいは社会選択される)ならば、日本で現在進められている地方分権において、地方公共財の供給ルールの自由化は制限されるべきという1つの根拠となる結果といえる。

3.2 地域間の再分配(地方公共財の外部性の内部化)

中央政府から地方自治体へ配布される補助金の一般的に期待される役割

は、

1. 地域間の外部性の内部化
2. 地域間格差の均等化
3. 税体系の補正

の3つである¹⁰⁾。日本においてこれに該当する中央政府から地方自治体へ配布される補助金は、地方交付税 交付金（以下、交付税）と国庫支出金である。このうち交付税は、地域間格差を是正することを目的として「地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するため」¹¹⁾ 中央政府が地方自治体へ配布している一般補助金である。したがって期待される役割の2に相当する¹²⁾。

住民移動を考慮して交付税と社会的余剰について分析した研究として伊多波（1992）がある。伊多波では交付税が住民移動に与える影響を考慮し、交付税の変化が社会的余剰に与える変化を1983年から1987年の都道府県データを用いて実証分析した。結果は、交付税総額を1単位増加させた場合、83年、84年を除いて余剰を改善する効果があったというものである。ただ理論的に考察した場合、交付税の社会的余剰への影響は、各地域の間接効用関数に依存し、現行の交付税は良いとも悪いともいえないとの結果も得られている。

同様の分析として井堀（1996）がある。井堀では、住民移動があるもとで交付税が社会的余剰にどのような影響があるかについて理論分析をしている。ここでは所得の高い都市部から所得の低い農村部へ移転する現在の交付税の仕組みは必ずしも社会的余剰を改善させないとの結果を得てい

10) Oates（1999）を参照。

11) 総務省（2004）の用語の説明p.7より。

12) 伝統的な財政理論では、一般補助金には平等化を促す目的が期待され、特定補助金には外部性の内部化が期待されていた。しかし、これらの補助金がかえって資源配分の効率性を歪めてしまうとの研究がいくつか出されている（Oatesを参照）。代表的なものとして一般補助金が必要以上に地方公共財への支出を増大させてしまうフライペーパー効果がある。このフライペーパー効果の研究についてはHines & Thaler（1995）にサーベイされている。

る。理由は次の通りである。都市部の方が公共財の生産性が高い場合、農村部から都市部へ移転を実施すると農村から都市に住民が流入し、農村部では余剰が下がるが、それを上回る余剰の増加が都市で見込める。にもかかわらず、都市から農村へ移転を実施すると逆の効果が働き、かえって全体の余剰を低めてしまう。現実では都市部の方が生産性が高いと考えられるので、住民移動がある場合、現行の交付税は余剰の観点から見直されるべきと結論づけている。

この他、交付税には、地方自治体の予算をソフト化するという効果が指摘されている（ソフトな予算制約の問題については4節でサーベイする）。したがって現行の交付税には、地方自治体の効率性を歪める効果があると考えられる。この歪みを解消するため、もし、交付税を縮小する場合、地方自治体に代替財源を付与する必要がある。1つの方法は、地方自治体に課税権を与えることである。これについては3.3節で考察をする。

交付税に対して国庫支出金は、地方自治体を実施する公共事業に対してその費用の一定割合を中央政府が負担する特定補助金である。国庫支出金の支出額が大きいものは、2002年度決算で純計総額13兆1748億円のうち、普通建設事業費（31.2%）、義務教育費（22.7%）、生活保護費（12.7%）である（（）は構成比）¹³⁾。これは、期待される役割の1に相当する。なぜなら、国庫支出金が支出されているものは、いずれも地方自治体の域外へ便益がスピルオーバーする地方公共財と考えられるからである。たとえば普通建設事業費のうち、国庫支出金の対象となる補助事業費の主な構成比は、道路橋梁費15.5%、河川海岸費13.8%、農地費12.5%、街路費6.3%となっている。これらの全てに便益のスピルオーバーがあるかどうかは詳しく検証する必要があるが、主要な項目については、地方自治体の域外の住民でも便益を享受することができると考えられる。義務教育についても同様のことがいえる。

13) 詳細は総務省（2004）を参照のこと。

期待される役割の3を担うべき補助金は、交付税と国庫支出金の両方が該当する。なぜなら役割の3は、地方自治体が独自に課税することによる非効率性を避けるために、中央政府が一括して課税して財源を確保し、資源配分が効率的になるよう地方自治体へ配布することを意味するからである。日本では、租税総額の国税:地方税は3:2であるのに対し、歳出純計額の中央政府:地方自治体は2:3である(いずれも2002年度, 地方財務協会(2004))。つまり日本の財政構造は、中央政府が税を集め、交付税や国庫支出金などの補助金で地方へ配布する仕組みであることがいえる。

だが、このような補助金によって実施された地域間の再配分が、資源配分の効率性を保証するかどうかは、上記の研究結果からも議論の余地がある。以下では2.1節における資源配分の効率性の観点から、住民移動があるとき、財政的外部性を内部化するために実施される地域間の再配分政策が与える影響について主にサーベイする¹⁴⁾。

まず、地方自治体間で自主的に財政移転をすれば、中央政府の補助金は不要であることを示した研究としてMyers(1990)がある。住民移動があるとき、地域間で同時手番に移転をする仕組み(device)があると、地方自治体が地方公共財を供給するとき、パレート効率性を満たす資源配分がナッシュ均衡として達成されることを示した。

財政的外部性を分析した先駆的研究としてBoadway & FlattersやFlatters, Henderson & Mieszkowski(1974)があるが、これらは住民移動があるとパレート効率性は達成されないことを示した。これに対し、Myersでは地方自治体が他地域へ自ら移転するというdeviceが導入されることで財政的外部性が回避される結果を示した。

14) 本稿では扱わないが、住民が移動する下での所得再分配に関するもっとも初期の研究は、Pauly(1973)である。これは2地域に偏在する低所得者と高所得者間の所得再分配について分析した研究である。利他的な高所得者を考慮しているため、ここでは所得再分配政策は地方公共財となる。住民移動がなければオーツの分権化定理と同様、地方自治体が再分配するのが望ましく、住民が移動する場合は外部性に配慮する中央政府が再分配を実施した方がよい可能性が生じるという結果が得られている。

Myersのモデルは、地域に居住する代表的個人の効用を最大化する地方自治体は、他地域への移転と地方公共財の供給量を決定するというものである。他地域への移転は、人口流入を調整して人口分布をパレート効率的にする働きを持つ。他地域へ移転をすると、自地域へ人口が流入する。これは人口を移転により買ってくることを意味する。他地域へ移転をすると人口が流入する理由は、人口移動の均衡では全ての住民の効用が均等化されているためである。他地域へ移転をすると自地域の資源が減少するので住民の効用が減少する。しかし、住民移動の均衡では、各住民の効用は均等化しているので、相手地域から流入して人口が増え、私的財の生産量が増大し、地方公共財の供給量も増大するという効果が働くからである。

Myersに対して中央政府の介入が必要との観点から、国庫支出金のような、中央政府が実施する地域間の外部性を補正する再分配政策について分析をした最近の研究は、Caplan, Cornes & Silva (2000) と Mitsui & Sato (2001) がある。地域間の再分配に肯定的な研究結果は、前者のCaplan et al.である。ここでは、住民が地方自治体間を移動する中で中央政府が実施する再分配政策は、分権的な地方自治体の供給する地方公共財（複数地域に便益を及ぼす純粋公共財）の配分がパレート効率的になるか否かについての分析している。この研究では再分配政策の実施時期はいつが適切かに着目している。地方自治体が供給する地方公共財は、他地域に便益を及ぼすという純粋公共財の性質を持つ。このため、分権的な地方自治体に供給を任せただけでは地方公共財が過少になるという構造を含んでおり、中央政府の介入がなければ資源配分の効率性は達成されない状況を想定している。

Caplan et al.の結論は、再分配（補助金）を行うタイミングが変わっても、地方自治体ないし中央政府（第1段階の意思決定者）が最初に行動しても、パレート効率的な資源配分が達成される。ただし、これは住民が移動する場合であり、かつ、第1段階の意思決定者は最初に行った戦略にコミットできた場合である。住民が移動しないとき、地方自治体が第1段階の

意思決定者となる場合はパレート効率的になる。しかし、中央政府が第1段階の意思決定者となる場合は住民移動がないとパレート効率性は達成できない。

これに対し、中央政府の再分配について否定的な研究結果は、後者のMitsui & Satoである。これは、住民が自由に移動する場合、中央政府による地方自治体間の再分配は、非効率性を招くことを明らかにした研究である。Caplan et al.と同様に中央政府の再分配の実施時期について着目している。Caplan et al.との大きな違いは、中央政府の地域間再分配政策に期首にコミットメントが効かない場合についてを分析したという点と、一度居住地を決めた住民は再びは移動できないという点、地方公共財の便益はその地域のみで得られ、他地域への外部性はない点である。

タイミングは第1期に住民が移動し、第2期に中央政府が地方自治体の再分配を決定し、第3期に地方自治体が外部性を伴わない地方公共財の供給を決定するというものである。ここでの結果は、均衡では、住民は必ずひとつの地域に偏って居住するというものである。なぜなら、善意(benevolent)の中央政府は厚生水準の低い地域から補助金原資を取り、より高い地域へ補助金を配布するためである。中央政府は人口の小さい地域へ補助金を与えるよりは、人口の多い地域へ補助金を与えて地方自治体により多くの地方公共財供給させることで、大きな社会的余剰が得られるからである。これは、地方公共財の供給量はサミュエルソンルールによって決定されるので、人口の多い地域ほど社会的余剰が大きくなることによって生じる。この結果、生産関数が強い凹で人口集中による不経済が働き、2つの地域に人口が分散される方が社会的に望ましい場合であっても、中央政府の補助金は人口を1つの地域に集中させ、人口分布をかえてしまう。事後的な社会的余剰を最大化するような中央政府の介入は、介入がないときよりも余剰を歪めることがこの研究で明らかになった。

これらの研究結果から、中央政府の介入が必要だとしても、そのタイミングや地方公共財の外部性の有無によって効率的な資源配分が実現される

とは限らないことが分かる。こうしたことを踏まえて補助金のルールが決定される必要がある。具体的には、中央政府の補助金支給にはコミットメントが働くことが必要であるということと、地方公共財にどの程度の外部性があって、過少供給を回避するほどの十分かつ適切な補助金が支給される必要があることである。これらのことを考慮した上で制度設計がなされるべきである。

だが、本当に中央政府の補助金による介入が必要かどうかは、もう少し深く分析される必要がある。なぜなら、もし地方自治体自身に効率化へのインセンティブがあり、その結果、効率的な資源配分が達成される可能性があるなら、より社会的費用のかかる補助金による介入は不要となるからである。

3.3 最適課税

現在の日本においては、実質上、地方自治体に課税権はない。地方税法によって主要な課税対象と税率が定められているからである。しかし、例外的に地方が独自に課税できる制度はある¹⁵⁾。また、現在の日本においては、地方分権の推進から中央政府から地方自治体への税源の移譲の問題がもっとも大きな関心を集めている。そこでは税源をどこまでどのように委譲すべきかについて検討されている¹⁶⁾。だが、所得税などいくつかの税源を地方自治体へ移譲する場合、大まかに

1. 税率を自身で決定できる課税権限も委譲
2. 中央政府が一括して徴税し、事前に定めたルールに基づいて地方自

15) 地方税法に定められていないものへの課税は法定外税（法定外普通税と法定外目的税）と呼ばれる。だが、2002年度決算で地方税に占める法定外税の割合は0.2%（総務省（2004））に過ぎない。

16) 持田（2004a）では地方自治体への税源移譲が閣議決定されたことに触れ、地域間の公平性と効率性を両立させるためには「一般的便益の対価」として住民税へ所得税から税源を3兆円委譲」することと、消費税の交付税組み入れ分の地方消費税への組み替えを提言している。

治体へ分配

に分けられるが、いずれかを決めなければならない。しかし、これらには集権的な仕組みの下では生じない新たな非効率性を生み出すことが、諸研究によって明らかになっている。

1の場合、地方分権が進んでいる北米を中心にかねてより指摘されてきた租税競争¹⁷⁾や租税輸出¹⁸⁾といった「財政的外部性」を招いて、課税による歪みを悪化させかねない。佐藤(2002)では、課税権限の委譲に伴い、租税競争、租税輸出、垂直的租税外部効果の発生する可能性について論じた上で、こうした外部性を発生させない課税ベースのみに税源移譲を限定すべきと主張している。このうち垂直的租税外部効果とは、課税ベースが中央政府と地方自治体で同じになった場合(例:所得税と住民税)、重複している課税ベースが共有地となり、共有地の悲劇を引き起こすというものである。課税権が地方自治体へ委譲されれば、地方自治体間の競争に加え、税収を巡って、中央政府と地方自治体間の競争も新たに生じることになる。したがってこれらの財政的外部性を避けるために、所得税や法人事業税などの基幹税源の課税権限は、都道府県レベルにとどめ、これらが市町村へ配布し、市町村レベルでは固定資産税や住民税均等割に限定することを提言している。持田(2004b)でも佐藤と同様の考え方の下、地方税の応益原則を強調し、住民税の課税最低限の引き下げと均等割の水準の引き上げを提言している。

2の場合、事前の配分ルールに中央政府がコミットメントできないと、地方自治体にソフトな予算制約の問題を引き起こすことになる。類似の仕

17) 租税競争とは、分権的な地方自治体が地域間を自由に移動できる生産要素に課税する場合、企業はその生産要素に対する需要を減少させるため、税率が最適税率より低くなり、地方公共財の供給量が過少となる現象である。Zodrow & Mieszkowski (1986)が先駆的研究である。

18) 租税輸出とは、当該地域の課税ベースとなる財が他地域に対し競争力(独占力)を持っている場合、当該地域の地方自治体が他地域の住民に租税を負担させることである。当該地域でしか生産できない財へ地方自治体が課税した場合、企業は税のない地域へ移動できないので、税の負担を生産物へ転嫁する。この財は他地域へも移出されるとき、税が輸出されることになる。McLure (1964)が先駆的研究である。

組みとして交付税が挙げられる。交付税は国税の一定割合¹⁹⁾を財源とし、一定のルールに基づいて地方自治体へ配布されている。しかし、現実には、地方自治体の財源不足にあわせる形で交付税特会²⁰⁾における借り入れを増大させ、地方自治体への交付金が増やされてきた。このため、交付税には地方自治体にソフトな予算制約の問題を生じさせているといえる。ここでのソフトな予算制約の問題とは、中央政府による事後的な救済を地方自治体に期待させるため、地方自治体の財政運営が非効率なる問題のこと指す。交付税がソフトな予算制約の問題を引き起こすメカニズムを理論分析したものとしてSato (2002) がある。実際の税源移譲後の制度設計については、上記の問題が詳細に検討される必要がある。

4 ソフトな予算制約の問題および権限委譲

ソフトな予算制約の問題はKornai (1979, 1980, 1986) で指摘された概念だが、「その詳細な定義についてはいまだに意見の一致を見ない」(Kornai, Maskin & Roland (2003) より)。本稿では、ソフトな予算制約の問題の細かな分類については立ち入らず、次のように定義し、地方自治体と公企業に絞って考察をする。すなわち、予算制約を持つ組織 (Budget Constraint Organization) は、赤字を出しても事後的に支援組織 (Supporting Organization) から補填を受けることができるために、最初に決定された予算制約が緩くなり、予算が規律としてうまく機能しない現象と定義する²¹⁾。中央政府の補助金が地方自治体にソフトな予算制約をもたらすという指摘は、この問題に関するサーベイ論文であるKornai et al.の中にもある。

19) 2003年度現在、所得税、酒税の32%、法人税の35.8%、消費譲与税を除く消費税の29.5%、たばこ税の25%が交付税の財源へ割り当てられている (地方財務協会 (2003) より)。

20) 中央政府に設けられた特別会計の1つで、正式には交付税および譲与税配付金特別会計と呼ぶ。

21) Kornai et al. 2.1節 (BC-Organizations and S-Organizations) や柳川 (2000) 7章を参照のこと。

だが、この中では、中央政府の補助金が地方自治体にソフトな予算制約を引き起こすという指摘のみで、詳しくは考察されていない。

中央政府の補助金が、地方自治体にソフトな予算制約の問題を引き起こすことを理論分析したものとしてWildasin (1997) がある。地方自治体が供給する地方公共財が、他地域へ便益をスピルオーバーさせるとき（外部性を持つとき）、中央政府は過少供給を避けさせるために、ピグー流の補助金（matching grant）を支給する（外部性の内部化）²²⁾ ことが考えられる。このとき、事前の補助金支給計画に中央政府がコミットできないと、地方自治体は自地域の地方公共財供給の負担を減らすために、補助金がないときよりも過少に供給する。このため中央政府は、事後において、地方公共財の直接供給に乗り出して、社会的に最適な供給量を確保しようとする。結果として必要以上に補助金を出してしまう。ここでは、地方自治体は自地域の地方公共財を過少に供給しているので、一見、ソフトな予算制約の問題は生じていないように見える。だが、他地域へ負担を押し付け、自地域へ過大な補助金を導いているので、この意味で予算がソフト化しているといえる。

また、Niskanen (1975) で分析されている予算最大化官僚モデルを援用して、地方自治体にソフトな予算制約の問題が起きることを分析した Moesen & Cauwenberg (2000) がある。政府の予算を編成したり、その他の実務は、実際には官僚が行っている。そして官僚は、社会的余剰の最大化よりも、自身の所得や地位、権力、職の継続、昇進機会に選好がある。これらは、政府予算が増えると大きくなる傾向があるので、官僚はできる限り政府予算を大きくしたい。Niskanen (1971) は、このような官僚を予算最大化官僚と定義し、政府は社会的に最適な規模よりも大きくなると結論づけた。だが、予算の決定には議会（選挙に当選した政治家）の承認を得なければならないので、ある程度、社会的余剰も考慮に入れて予算を編成しなければならない。Niskanen (1975) は政治家との関係も含めて分析

22) 日本では、定率特定補助金の国庫支出金に相当する。

をしている。

Moesen & Cauwenbergでは、これは地方自治体の官僚にも当てはまると考えた。そこへ中央政府から補助金が支給されると、その地域の有権者は地方公共財の価格が低下したと認識し、多くの地方公共財を望むようになる。この効果が官僚の予算最大化行動を増幅させる。中央政府の補助金は、地方自治体に社会的に過大な支出を呼び込み、地方自治体の予算をソフト化させてしまうという結果が得られている。

ソフトな予算制約の問題は、政府が設立した公企業²³⁾にも当てはまる。Kornai (1979, 1980, 1986) では、東欧(旧共産圏)の公企業が度重なる資金支援にもかかわらず、赤字を改善させられなかった現象に注目したことから、ソフトな予算制約の問題が認知されるようになった。Kornai以降も東欧の公企業に関する分析が多くなされた。したがって、この問題の原点は公企業といえる。だが、本稿では東欧の公企業に関する実証分析には焦点を当てず、理論分析を踏まえて日本の公企業の効率性に焦点を当てて考察する。

ソフトな予算制約の問題を解決するために、公企業を民営化するという方法がある。これについて分析したのがSchmidt (1996)である。もともと政府が出資して企業を設立するということは、自然独占など規制されるべき産業を想定している。そこでは、公営だと適切な供給量を維持できるが、政府による事後の資金補給を経営者に期待させてしまうので、非効率的な経営になる。他方、民営化してしまうと、政府は民営化企業に関する費用の情報を知る機会が失われることで資金補給をしない戦略にコミットでき、効率的な経営となる。しかし、最適な供給量を導くために、政府は情報レントを民営化企業に支払わねばならなくなるので、民営化の是非はこれらを比較して決められるべきとの結果が得られている。

Schmidtが想定している状況は、日本の多くの公企業についても当ては

23) ここでは中央政府が設立した企業だけでなく、地方自治体が設立した企業、または一部を出資している(民間が残りを出資)している企業を指すものとする。

まる。公企業の非効率性の問題は、民営化をすれば解決するという単純なものではない。政府が関与して企業を設立したのは、何らかの市場の失敗があり、民間のみでは社会的に最適な供給量が確保できないからであると、理論的には考えられる。

この場合、民営化をすると、それまで確保されてきた社会的最適供給量の保証がなくなるということの意味し、多くの場合、過小供給となることが考えられる。何らかの規制をかける必要があるが、企業が持っている情報へのアクセスが政府には限られるため、情報レントを企業へ与えなければならぬ。この意味でいずれかの歪みを受け入れなければならない。

日本の公企業において実際にソフトな予算制約の問題が生じているかどうかについて実証分析をしたものに赤井・篠原（2002）と山下（2003）がある。赤井・篠原では、政府と民間が共同で出資した「第三セクター」²⁴と呼ばれる公企業の多くが破綻状態となった原因について分析をしている。第三セクターでは、経営責任（たとえば発生した債務の処理）が政府・民間出資者間で明確に決定されていなかったために、「馴れ合い」（ソフトな予算制約の問題と同義と解釈できる）が生じたと結論づけている。また、山下では、水道や下水道、病院など地方自治体が経営する多くの公企業が、当該自治体の補助金を受けており、ソフトな予算制約の問題を引き起こしていることを実証した。実証研究の蓄積は十分とはいえないが、これらの研究結果から、日本の公企業についてソフトな予算制約の問題が生じている疑いがあるといえる。

だが、公企業が抱える問題はソフトな予算制約の問題だけではない。公企業内部のガバナンスにも問題がある。たとえば、公企業的意思決定について、政府からどの程度の権限が委譲されているかによって、公企業内部の効率化のインセンティブが変化する。一般に、公企業側に権限が委譲されているほどインセンティブは高まりやすい。なぜなら、公企業内の職員

24) 「第三セクター」と呼ばれる公企業は1970年代から1980年代後半にかけて多く設立された。歴史的経緯並びに定義については、今村他（1993）が詳しい。

は、自分たちで意思決定ができることにより、自身の得るレントを増やす機会が増すからである。これと関連する研究がAghion & Tirole (1997) である。そこでは、技術に関する知識蓄積のインセンティブについて、上司(プリンシパル)が多くの知識を持っているほど、現場の人たち(エージェント)に権限を委譲することが効率的との結果が得られている。なぜなら、権限委譲がないと、上司が多くの知識を持っているほど、直接意思決定をする機会が増えるが、同時にそれは現場の人たちのレントを得る機会を減らし、現場のインセンティブを低下させる効果を持つからである。

類似の現象が、天下りにも観察される。これらの公企業では、政府側スタッフの派遣や出向、転籍の現象(天下り)がたびたび見受けられる。ソフトな予算制約の問題以外に、このような人事交流が公企業の非効率性を生み出す原因の一つとして考えられる。公企業は、その設立目的から、政府の補助金なしでは経営できない場合がほとんどである。なぜなら、公共財の性質を持った財の供給を担っているために、費用を賄うほどの料金徴収が困難だからである。政府の官僚はこの立場を利用して、補助金と引き換えに、公企業へ天下って、そこでレントを得る。しかし、公企業側の職員のレント取得機会を減少させることになり、職員のインセンティブを低下させる効果を持つ。したがってこの場合、官僚への権限委譲の程度が問題となる。

5 まとめ

公共部門の効率化を図るためには、単純に補助金の削減や地方分権や公企業の民営化をすればよい、ということではない。前節までで見てきたように、補助金には外部性の内部化等の効果があり、それを縮減・廃止することはこの効果をなくすことを意味する。地方分権には財政的外部性などの非効率性の要因がある。公企業には市場での効率的な供給量の確保という役割があり、民営化はこの役割を解除する効果がある。これら要素を考

慮することなしに、公共部門の効率化の手段として、分権や民営化等の手法を安易に採用するのは返って効率性を歪める可能性があることがいくつかの先行研究で明らかにされている。

しかしながら、上記の要素が優先されるがために、未来にわたって現行の公共部門の制度が不変であるべきとはいえない。なぜならば、時の変遷とともに、経済環境や住民の選好が変化し、何を重視すべきかが変化していくからである。これにより公共部門の更なる効率化を目指した分権や民営化等の手法を採用すべきか否かが決められるべきであるといえる。

〈参考文献〉

- P. Aghion & J. Tirole (1997), "Formal and real authority in organizations", *Journal of Political Economy* 105-1.
- A.B. Atkinson & J.E. Stiglitz (1980), *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill.
- R. Boadway & F. Flatters (1982), "Efficiency and equalization payments in federal system of government: a synthesis and extension of recent results", *Canadian Journal of Economics* 15-4, pp. 613-633.
- A.J. Caplan, R.C. Cornes & E.C.D. Silva (2000), "Pure public goods and income redistribution in a federation with decentralized leadership and imperfect labor mobility", *Journal of Public Economics* 77 pp. 265-284.
- D. Epstein & S.O'Halloran (1995), "A theory of strategic oversight: Congress, lobbyists, and the bureaucracy", *Journal of Law, Economics and Organization* 11-2, pp. 227-255.
- F.R. Flatters, J.V. Henderson & P.M. Mieszkowski (1974), "Public goods, efficiency and regional fiscal equalization", *Journal of Public Economics* 3, pp. 99-112.
- G. Glomm & R. Lagunoff (1998), "A Tiebout theory of public vs private provision of collective goods", *Journal of Public Economics* 68 pp. 91-112.
- J.R. Hines, Jr. & R. H. Thaler (1995), "The flypaper effect", *Journal of Economic Perspectives* 9-4, pp. 217-226.
- R.P. Inman & D.L. Rubinfeld (1997), "Rethinking federalism", *Journal of Economic Perspectives* 11-4, pp. 43-64.

- J. Kornai (1979), "Resource-constrained versus demand-constrained systems", *Econometrica* 47-4, pp. 801-819.
- J. Kornai (1980), *Economics of Shortage*, Amsterdam:North-Holland.
- J. Kornai (1986), "The soft budget constraint", *Kyklos* 39-1, pp. 3-30.
- J. Kornai, E.Maskin & G.Roland (2003), "Understanding the soft budget constraint", *Journal of Economic Literature* 41, pp. 1095-1136.
- J.J. Laffont & J. Tirole (1993), *A Theory of Incentives in Procurement and Regulation*, MIT press.
- E. Maskin & J. Tirole (2004), "The politician and the judge: accountability in government", *American Economic Review* 94-4, pp. 1034-1054.
- C.E. McLure (1964), "Commodity tax incidence in open economies", *National Tax Journal* 17, pp. 187-204.
- G.E. Metcalf (2003), "Environmental levies and distortionary taxation: Pigou, taxation and pollution", *Journal of Public Economics* 87 pp. 313-322.
- G.M. Myers (1990), "Optimality, free mobility, and the regional authority in a federation", *Journal of Public Economics* 43, pp. 107-121.
- G.D. Myles (1995), *Public Economics*, Cambridge Univ. Press.
- K. Mitsui & M. Sato (2001), "Ex ante free mobility, ex post immobility, and time consistency in a federal system", *Journal of Public Economics* 82, pp. 445-460.
- W. Moesen & P.V. Cauwenberge (2000), "The status of the budget constraint, federalism and the relative size of government: a bureaucracy approach", *Public Choice* 104, pp. 207-224.
- W.A. Niskanen (1971), *Bureaucracy and Representative Government*, Chicago: Aldine-Atherton.
- W.A. Niskanen (1975), "Bureaucrats and politicians", *Journal of Law and Economics* 18-3, pp. 617-644.
- W.E. Oates (1999), "An essay on fiscal federalism", *Journal of Economic Literature* 37, pp. 1120-1149.
- M.V. Pauly (1974), "Income redistribution as a local public good", *Journal of Public Economics* 2, pp. 35-58.
- T. Persson, G. Roland & G. Tabellini (1997), "Separation of powers and political accountability", *Quarterly Journal of Economics* 112-4, pp. 1163-1202.
- T. Requate (1997), "Pigouvian taxes may fail even in a perfect world", *Public*

- Finance 52-3-4, pp. 449-454.
- M. Sato (2002), "Intergovernmental transfers, governance structure and fiscal decentralization", *Japanese Economic Review* 53-1, pp. 55-76.
- K.M. Schmidt (1996), "The costs and benefits of privatization: an incomplete contracts approach", *Journal of Law, Economics & Organization* 12-1, pp. 1-24.
- C. Tiebout (1956), "A pure theory of local expenditures", *Journal of Political Economy* 64-5, pp. 416-424.
- D.E. Wildasin (1997), "Externalities and bailouts: hard and soft budget constraints in intergovernmental fiscal relations", *World Bank Research Working papers* No.1843.
- R.G. Zodrow & P. Mieszkowski (1986), "Pigou, Tiebout, property taxation and the underprovision of local public goods", *Journal of Urban Economics* 19, pp. 356-370.
- 赤井伸郎 (2002), 「公共サービス供給における政府の役割分担」, *フィナンシャルレビュー* (財務省財務総合政策研究所), 2002年2月号.
- 赤井伸郎・篠原哲 (2002), 「第三セクターの設立・破綻要因分析—新しい公共投資手法PFIの成功に向けて—」, *日本経済研究* 44, pp.141-166.
- 伊多波良雄 (1992), 「地方交付税と経済厚生」, *日本経済研究* 23, pp.128-145.
- 井堀利宏 (1996), 「国と地方の分担システム: 理論的分析」, *フィナンシャルレビュー* (財務省財務総合政策研究所), 1996年9月号.
- 今村都南雄編著 (1993), 『「第三セクター」の研究』, 中央法規.
- 佐藤主光 (2002), 「地方税の諸問題と分権的財政制度のあり方」, *フィナンシャル・レビュー* (財務省財務総合政策研究所) 2002年10月.
- 総務省 (2004), 『平成16年版地方財政白書』, 国立印刷局.
- 地方財務協会 (2003), 『地方財政要覧平成15年12月版』, 地方財務協会.
- 持田信樹 (2004a), 「協調的分権を目指せ」, *日本経済新聞*2004年7月9日付経済教室.
- 持田信樹 (2004b), 『地方分権の財政学』, 東京大学出版会.
- 柳川範之 (2000), 『契約と組織の経済学』, 東洋経済新報社.
- 山崎福寿 (2003), 「都市の衰退と再生」, 山崎福寿・浅田義久編『都市再生の経済分析』, 東洋経済新報社.
- 山下耕治 (2003), 「地方公共サービスの非効率性と財源補填—地方公営企業に対するソフトな予算制約問題の検証」, *日本経済研究* 47, pp.118-133.